

「地方税法施行規則附則第7条第7項、第10項第2号、第11項第2号及び第12項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」の一部改正について」新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について</p> <p>(略)</p>	<p>地方税法施行規則附則第7条第7項、第10項第2号、第11項第2号及び第12項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について</p> <p>(略)</p>
<p>1 固定資産税額の減額措置の概要</p> <p>(1) 耐震改修減額措置の概要</p> <p>昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成25年1月1日から平成32年3月31日までの間に4(1)及び(2)の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の2分の1が減額(1戸当たり120㎡相当分までに限る。)されます。</p> <p>耐震改修減額措置は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」といい、耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。</p> <p>なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。以下同じ。)であった場合には、2年度分税額の2分の1が減額(1戸当たり120㎡相当分までに限る。)されます。</p> <p>(2) 熱損失防止改修工事減額措置の概要</p> <p>平成20年1月1日以前から所在する3(2)の要件を満たす住宅のう</p>	<p>1 固定資産税額の減額措置の概要</p> <p>(1) 耐震改修減額措置の概要</p> <p>昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成25年1月1日から平成30年3月31日までの間に4(1)及び(2)の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の2分の1が減額(1戸当たり120㎡相当分までに限る。)されます。</p> <p>耐震改修減額措置は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」といい、耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。</p> <p>なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。以下同じ。)であった場合には、2年度分税額の2分の1が減額(1戸当たり120㎡相当分までに限る。)されます。</p> <p>(2) 熱損失防止改修工事減額措置の概要</p> <p>平成20年1月1日以前から所在する3(2)の要件を満たす住宅のう</p>

ち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。）について、平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に5の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の3分の1が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

熱損失防止改修工事減額措置は、熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、増改築等工事証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

(3) 長期優良住宅化改修減額措置の概要

①昭和57年1月1日以前から所在する3（3）①の要件を満たす住宅について、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に4（2）の要件を満たす耐震改修が行われ当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合又は②平成20年1月1日以前から所在する3（3）②の要件を満たす住宅のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。）について、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に5の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われ当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の3分の2が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

長期優良住宅化改修減額措置は、耐震改修又は熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第6条、第9条及び第13条に規定する通知書の写し並びに増改築等工事証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、翌年度分は税額の3分の2を減額、翌々年度分は税額の2分の1が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

2 根拠条文等

- ・ 地方税法附則第15条の9第1項から第3項まで及び第9項から第12項まで並びに第15条の9の2
- ・ 地方税法施行令附則第12条第16項から第19項まで及び第28項から第44項まで

ち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。）について、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に5の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の3分の1が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

熱損失防止改修工事減額措置は、熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、増改築等工事証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

(3) 長期優良住宅化改修減額措置の概要

①昭和57年1月1日以前から所在する3（3）①の要件を満たす住宅について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に4（2）の要件を満たす耐震改修が行われ当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合又は②平成20年1月1日以前から所在する3（3）②の要件を満たす住宅のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。）について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に5の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われ当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の3分の2が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

長期優良住宅化改修減額措置は、耐震改修又は熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第6条、第9条及び第13条に規定する通知書の写し並びに増改築等工事証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、翌年度分は税額の3分の2を減額、翌々年度分は税額の2分の1が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

2 根拠条文等

- ・ 法附則第15条の9第1項から第3項まで及び第9項から第12項まで並びに第15条の9の2
- ・ 令附則第12条第25項から第28項まで及び第37項から第53項まで
- ・ 規則附則第7条第7項、第10項第2号、第11項第2号及び第12項第

- ・ 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号
- ・ 昭和63年建設省告示第1274号
- ・ 平成18年国土交通省告示第465号及び第466号
- ・ 平成20年国土交通省告示第515号（5において「平成20年告示」という。）及び第516号

3 対象となる既存住宅の要件

- (1) (略)
- (2) 熱損失防止改修工事減額措置の適用対象となる既存住宅の要件
平成20年1月1日以前から所在する①又は②のいずれかに該当する住宅とされています。
 - ① 区分所有に係る家屋以外の家屋で、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 当該家屋の改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるもの
 - (ii) 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該家屋の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
 - (iii) 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの
 - ② 区分所有に係る家屋の専有部分で、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 当該専有部分の改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるもの
 - (ii) 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該専有部分の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
 - (iii) 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの

省エネ改修に係る所得税額の特別控除と異なり、居住者以外の者が工事費用を負担した場合であっても、当該住宅において5の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合には熱損失防止改修工事減額措置の適用対象となります。
- (3) (略)

4 耐震改修の要件

(略)

3号

- ・ 昭和63年建設省告示第1274号
- ・ 平成18年国土交通省告示第465号及び第466号
- ・ 平成20年国土交通省告示第515号（5において「平成20年告示」という。）及び第516号

3 対象となる既存住宅の要件

- (1) (略)
- (2) 熱損失防止改修工事減額措置の適用対象となる既存住宅の要件
平成20年1月1日以前から所在する①又は②のいずれかに該当する住宅とされています。
 - ① 区分所有に係る家屋以外の家屋で、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 当該家屋の改修後の床面積が50平方メートル以上であるもの
 - (ii) 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該家屋の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
 - (iii) 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの
 - ② 区分所有に係る家屋の専有部分で、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 当該専有部分の改修後の床面積が50平方メートル以上であるもの
 - (ii) 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該専有部分の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
 - (iii) 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの

省エネ改修に係る所得税額の特別控除と異なり、居住者以外の者が工事費用を負担した場合であっても、当該住宅において5の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合には熱損失防止改修工事減額措置の適用対象となります。
- (3) (略)

4 耐震改修の要件

(略)

5 熱損失防止改修工事の要件
(略)

6 増改築等工事証明書の発行主体
(略)

7 増改築等工事証明書の発行事務
(略)

8 住宅品質確保促進法に基づく住宅性能評価書の取扱い
(略)

別表1・別表2 (略)

5 熱損失防止改修工事の要件
(略)

6 増改築等工事証明書の発行主体
(略)

7 増改築等工事証明書の発行事務
(略)

8 住宅品質確保促進法に基づく住宅性能評価書の取扱い
(略)

別表1・別表2 (略)